

ポリエチレンテレフタレート製の容器に係る区分の見直し

1 概要

現行の容器包装リサイクル法施行規則では、容器包装区分のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製の容器（以下「P E Tボトル」という）に区分されるものについては、飲料、酒類、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料に限定されている。

これは、以下の要件を満たしていたことによる。

これらの商品が充てんされたP E Tボトルが広く流通している。

これらの商品を充てんするために使用されているP E Tボトルが再生利用に適している

これらの商品が充てんされたP E Tボトルについては、食用油脂を含まず、簡単な洗浄で内容物が洗い出され残存物・残香がほとんど残らない。

このような中、近年、料理酒などの酒精発酵調味料であっても上記要件を満たすものが市場で見られるようになってきており、これらを容器包装区分上P E Tボトルに区分されるもの（以下「P E T区分容器」という。）に追加することとしたい。

2 P E Tボトルに充てんした商品に係るボトル用樹脂の現状（平成24年）

（単位：トン）

現行のP E T区分容器に充てんされる商品	飲料（酒類以外）	5 2 9 , 9 8 9
	酒類	1 4 , 9 4 8
	特定調味料	2 4 , 0 4 9
今回、追加を検討している商品 P E Tボトルに充てんされる その他の商品	酒精発酵調味料	2 , 6 3 8
	洗剤・シャンプー	1 1 , 1 0 2
	食用油	2 , 5 2 2
	化粧品	1 4 , 2 4 1
	その他	1 0 , 5 4 3
合 計		6 1 0 , 0 3 2

資料：P E Tボトルリサイクル推進協議会公表のデータ等を基に食品産業環境対策室で推計